

# 第7条関係：営業従事者の常駐



## 葛飾区旅館業法施行条例第7条第3号

旅館業の施設には、**宿泊者が滞在する間において、営業従事者を常駐させ**、衛生管理及び感染症が発生したときその他緊急を要するときにおける迅速な対応を可能とする体制を整備すること。ただし、営業者自らが常駐する場合その他規則で定める場合は、この限りではない。



※赤字部分のみ既存施設への適用なし

⇒ 「その他規則で定める場合」とは？

- 施設と同一の建築物内

(例.マンションの101号室が客室、204号室が管理室など)



- 施設と同一の敷地内に存する建築物内

(例.一団の土地内にある旅館本館と別館、キャンプ場区域内の客室棟と管理棟)

